

マレー人の離婚

——統計的分析の試み——

坪内良博

Divorce among the Malays

——A Statistical Analysis——

by

Yoshihiro TSUBOUCHI

1 はじめに

マレー人の高い離婚傾向については、Judith Djamour¹⁾、Shirle Gordon²⁾、Rosemary Firth³⁾、M.G. Swift⁴⁾などが指摘しており、マレー半島に近接するジャワについても、Hildred Geertz⁵⁾の記述などがある。

口羽益生と筆者も1964年7月～翌1月、および1965年6月～10月にわたるマラヤ北西部、Kedah州の一稲作農村の調査において、離婚が非常に多いことを見出し、この現象をもたらす要因として、下記のようなマレー人社会の構造的な特質を指摘した⁶⁾。

第1は、マレー人の『いえ』や家族についての考え方である。個人を中心として放射状に拡大する双系制の親族組織をその本質とするマレー人の家族においては、系譜関係に基いた排他性の強い集団が存在しない。先祖代々の墓や家族の名(姓)もなく、日本においてみられるような屋号も存在せず、従って、離婚が家族の体面を傷つけるという考えがない。婚姻後の居住地についても、夫妻いずれの側に住んでもよいとされ、双方の主張の不一致は離婚を招き易い。家族の形態は夫婦と未婚の子からなる核家族が多いが、拡大家族を形成する場合、成員の資格

1) Djamour, J. : *Malay Kinship and Marriage in Singapore*. London, 1959.

2) Gordon, S. : *Marriage/Divorce in the Eleven States of Malaya and Singapore*, *INTISARI*, Vol. II, No. 2. Singapore, N.D.

3) Firth, Rosemary : *Housekeeping among Malay Peasants*. 2nd ed. London, 1966.

4) Swift, M.G. : A Note on the Durability of Malay Marriages, *Man*, Vol. 58 No. 208. 1958.
id. : Men and Women in Malay Society, in B.E. Ward ed. : *Women in the New Asia*. 1963.
id. : *Malay Peasant Society in Jelebu*. London, 1965.

5) Geertz, H. : *The Javanese Family*. New York, 1961.

6) 口羽益生・坪内良博「マラヤ北西部の稲作農村——婚姻・離婚・家族の特質について——」『東南アジア研究』第4巻第1号, 1966. pp. 23-28.

の決定に関する単系的なきまりがなく、家族の壁を強める社会的な要素が少ないので、拡大家族の内部における些細な緊張からも離婚が容易におこる。

第2に、財産の所有方法が考えられる。財産は相続をうけた個人に属するものとして、名義上でも、意識上でも峻別されており、結婚後夫妻が共同で得た財産（主に土地）は離婚に際して等分される。妻が自力で得た現金収入は、首飾りや腕輪など換金性の高い金の装身具などを購入して自分で貯える。このように財産に関しても、家族単位による共同性が稀薄であり、離婚を阻止する力とはならない。

第3に、子供の処理の問題については、離婚した夫妻の子はいずれかの側にひきとられ、再婚の場合には連れ子となって親に従うか、または祖父母にひきとられる。離婚が比較的少なく、病理的現象とみなされる社会では、このようなことは子供にとって不幸であるとされるが、ここでは実子と継子や養子とを差別する観念が弱く、余り大きな問題とはならない。

第4に、離婚後の再婚が容易なことが挙げられる。

以上の社会構造に基づく諸要因と重複して、離婚に対して比較的寛容な価値観を有し、またその届出に関する慣行を規定しているイスラムの影響などを考える必要がある⁷⁾。

4項目にわたって指摘した社会構造の側からの説明は、コミュニティ・スタディに基いたものであり、その視野の狭さゆえに、部分的要因によってすべてを理解したと考える危険がある。また、調査上の手落ちが、広域的な統計の検討によって発見されるかも知れない。他方、われわれの調査地をマラヤにおいて位置づけし、ここから得られた結論がどの程度まで一般化できるかという判断の基準とするためにも広域的な観察は有用である。

本論の目的は、マラヤにおける離婚の動向を明らかにすると同時に、エクステンシヴな統計資料とインテンシヴなコミュニティ・スタディの接続点を見出すことである。

2 Djamour と Gordon の資料

本論における観察の主な対象となる地域は、マレーシア連邦に属するマレー半島の11州、すな

7) マラヤにおけるイスラム法で認められている離婚の方法は次の4つである。第1の最も一般的な方法は、夫が *talak (talāq)* という言葉を用いて一方的に宣言する離婚で、夫はイスラム法廷の *kathi* に自分で申告する。この場合2人の証人を要する。kedah 州では、*kathi* が各郡 (*daerah*) に1人しかいないので、村のモスクの *imam* (導師) がその権限を代行する。1度めと2度めの *talak* は、離婚された妻の待婚期間 (*eddah, 'idda*) が過ぎる前に取り消すこと (*rojok*) が可能であるが、3度めの *talak* の場合は、妻が他の男と正式に結婚し離婚せぬ限り、元の妻と再婚することができない。第2の方法は *cherai ta'alik* とよばれ、夫が妻の生計を一定期間みななかったり、あるいは一定期間留守をした場合に、妻の側から *kathi* に請求される。第3は、*khula* (または *khola, khul'*) とよばれ、妻の申し出に対し夫が同意することによって行なわれるが、この手続きは *kathi* に申し出る必要がある。第4の *fasah (faskh)* は、法廷の判決による婚姻の解消である。2から4の中、最も多いのは *khula* であるが、その *talak* に対する比率はきわめて低い。なお、離婚手続きに関する詳細は、Abd. Ibrahim: *Islamic Law in Malaya*. Singapore, 1965. 梅田輝世「マラヤの女性」『東南アジア研究』第3巻第5号, pp. 126-130. 口羽・坪内: *op. cit.* pp. 24-26 など参照。

坪内：マレー人の離婚

わち旧マラヤ連邦の各州である。マレーシアにおいては、今までのところ、政府機関によって公表された全国的な離婚統計は存在しない。比較的まとまった統計資料としては、Djamour が、Kedah, Malacca, Negri Sembilan, Penang, Perak, Perlis, Selangor の7州について集めたもの⁸⁾と、Gordon が11州すべてにわたって集めたもの⁹⁾がある。これらは、マラヤのイスラム

表1 イスラム教徒の婚姻数と離婚数

	Johore				Malacca				Selangor			
	婚姻		離婚		婚姻		離婚		婚姻		離婚	
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.
1945					2,793		1,699					
46					1,936		993					
47					1,859	1,859	759	759				
48	4,291		1,481		1,767	1,767	711	711	2,396			989
49	4,799		1,512		1,924	1,924	670	670	3,147	3,147	1,080	1,086
50	5,460		1,644		2,159	2,159	729	729	3,040	3,040	1,068	1,168
51	6,515		1,743		2,693	2,693	805	805	3,378	3,378	1,066	1,066
52	4,826		1,467		2,235	2,235	633	633	2,783	2,783	1,063	1,063
53	4,334		1,425		1,943	1,943	648	648	2,906	2,906	1,023	1,023
54	4,301		1,369		1,871		604		2,658			1,103
55	4,947		1,332		1,945		632		2,801			1,018
56	5,032		1,412		2,099		625		2,781			939
57	5,037		1,440		1,797		510		2,829			967

	Perak				Penang				Negri Sembilan			
	婚姻		離婚		婚姻		離婚		婚姻		離婚	
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.
1945	5,047		3,203		2,081	2,081	1,477	1,477	2,039			1,710
46	4,382		3,072		2,216	2,216	1,402	1,402	2,268			1,858
47	4,532		2,806		2,176	2,176	1,248	1,248	2,276			1,552
48	6,015	5,794	2,645	2,510	2,330	2,330	1,149	1,149	2,652			1,054
49	5,803	5,917	3,020	2,912	2,232	2,232	1,081	1,081	2,615			1,527
50	6,214	6,578	2,731	2,777	2,676	2,676	1,102	1,102	2,683	983	1,412	648
51	6,492	6,442	2,853	2,757	3,143	3,143	1,116	1,116	2,979	904	1,552	371
52	5,416	4,909	2,673	2,674	2,469	2,469	1,118	1,118	2,452	1,134	1,264	512
53	5,172	4,410	2,464	2,287	2,049	2,049	975	975	2,114	2,083	1,036	1,025
54		4,658		2,270		2,038		865		2,043		901
55		5,527		2,474		1,935		781		2,125		975
56		4,883		2,042		2,263		813		2,049		956
57		5,353		2,143		2,448		784		2,025		947

8) Djamour, J. : *op. cit.* p. 136.

9) Gordon, S. : *op. cit.* pp. 27-32.

	Pahang				Kedah				Perlis			
	婚姻		離婚		婚姻		離婚		婚姻		離婚	
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.
1948					7,724	7,724	5,032	5,032	968			615
49					7,222	7,222	4,645	4,645	962	962		645 645
50					8,945	8,945	5,170	5,170	1,246	1,146		733 718
51					9,621	9,621	4,977	4,977	1,065	1,065		845 847
52		1,801		1,220	7,266	7,266	4,801	4,801	918	918		851 851
53		1,903		1,241	6,778		4,285		834	834		636 636
54		1,934		1,201		5,789		3,968		881		650
55		2,255		1,178		5,814		3,634		693		538
56		1,860		760		4,836		3,173		1,083		876
57		1,790		1,040		6,940		3,924		1,800		917
58										1,454		618

	Trengganu				Kelantan			
	婚姻		離婚		婚姻		離婚	
	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.
1948		4,508		3,480		12,488		11,625
49		5,410		3,420		13,256		11,384
50		5,615		4,009		12,326		11,163
51		6,867		3,672		13,131		10,247
52		5,422		4,029		11,391		9,298
53		5,128		4,384		11,092		8,777
54		5,251		4,101		10,003		7,549
55		5,802		4,364		11,639		7,660
56		5,844		4,243		13,830		7,846
57		4,944		3,350		7,611		4,747

Dj. : Djamour. *Malay Kinship and Marriage in Singapore*, 1959.

p. 136 による数値。

G. : Gordon. *Marriage/Divorce in the Eleven States of Malaya and Singapore. INTISARI*, II-2. pp. 27~32 による数値。

教徒に関する数値であるが、多民族国家であるマレーシアにおいて、マレー人の殆どすべてがイスラム教を、中国人が仏教と道教の混合、インド人が主としてヒンズー教を信ずるが故に、イスラム教徒の離婚は殆どマレー人によるものとみなすことができる。彼等にしながらって、各州の結婚と離婚の数を示すと表1のようになる。

上記7州については、Djamour と Gordon の統計が重複する年次がある。このうち Malacca, Penang, Kedah の3州では重複部分の数値が合致するが、Selangor, Perak, Negri Sembilan, Perlis の4州についてはくい違いが存在する。これらのくい違いの中には、ミス・プリントと思われるものもあるが、¹⁰⁾ 大部分は、統計記録のしっかりしていない州において、調査者が原資料を数える際、あるいは州内における小地域別、月別統計などを集計する際にお

10) 例えば、1950年 Perlis 婚姻における1,246と1,146、1950年 Selangor 離婚における1,068と1,168。

こったと思われるものである。

ここで Negri Sembilan の数値を検討すると、Djamour においては各年次の数値の隔差が比較的小さいのに対して、Gordon においては、1950年から52年にかけて、数値がきわめて少なく、53年に Djamour とほぼ同じくらいになっている。すなわち、Gordon の資料のはじめの3カ年に異常が認められるが、筆者はこれを原資料の散逸によるものと推定する。

もし、散逸が主な原因であるならば、先に資料を収集した Djamour の方が信頼性が高いと思われるので、本論においては、重複部分にくい違いがある場合には、原則として彼女の数値に従うことにする。¹¹⁾ Djamour の数値と Gordon のそれにくい違いがある場合、いずれか一方を採用しつつ、両者を連続させることは、くい違いが甚だしい場合にはやゝ危険である。重複する最後の年次の数値を検討すると、Selangor, Negri Sembilan, Perlis に関してはくい違いは小さいが、Perak においてはかなり大きく、ここに若干問題が残る。

以上のように、マラヤ諸州のマレー人の離婚に関しては、不十分ながらその統計資料を得ることができる。しかし、Gordon は、単なる資料の提示にとどまっており、Djamour も7州について、詳しい分析を加えることなしに簡単な論述をしているに過ぎない。今までのところ、他の研究者による統計資料の分析もみられない。以下、筆者は主として上述の数値を分析しながら論議を進めることにする。

3 地域的にみた離婚傾向とその分析

1 州別離婚率

いずれの州においても統計資料が得られ、しかも比較的最近である1953～57年の年平均離婚率を算出した。率計算の基礎となった数値、および率は表2に示す通りである。今後の論議は、原則として、人口1,000に対する離婚率を利用して進めることにする。¹²⁾

各州の離婚率を地図上に示すと図1のようになる。半島北部の Kelantan, Trengganu, Perlis に高い離婚傾向がみられ、西海岸の Perak から南下して、Selangor, Malacca, Johore にかけては低率が見出される。以下、若干の指標を用いて、離婚率の高い地域と低い地域の特

11) 数え違いあるいはミス・プリントによるくい違いの場合にも、いずれが正しいかは無視して、一応 Djamour に従っておくことにする。

12) この離婚率は、マレー人とインドネシア人とが、マラヤのイスラム教徒をほぼ完全に代表するという前提のもとに算出されている。この方法による率計算は、各州人口の年令的構成に著しい差がある場合や、特定の州に早婚が多く、婚姻状態にあるものの割合が増加している場合などには、相互比較のための信頼度が低下する。以上の二つの問題を無視して論議しうる有配偶人口に対する離婚率（非イスラムの原住民の有配偶者をも含むが故にここでは参考として付するにとどめている）と、一般人口に対する離婚率との相関を調べると、 $r = +.997$ という高い正相関がみられる。これは、この問題を取りたてて考慮する必要がないことを示唆している。婚姻に対する離婚の割合に関しては、ある年次の離婚が必ずしもその年次の婚姻から生じたとは言い得ず、両者の因果関係を論ずることなしにこれを用いることはやゝ危険である。

表2 1953年～57年における州別マレー人離婚率

	マレー人 人口 ¹⁾ (1957)	マレー人 有配偶 人口 ²⁾ (1957)	婚姻数 (1953～57)	離婚数 (1953～57)	人 1,000 対年離 婚 口 に る 均 率	有 人 1,000 対年離 婚 配 偶 口 に る 均 率	婚姻 100 に対する 離婚の 割合
Johore	443,289	157,524	23,651	6,978	3.15	8.9	29.5
Malacca	142,872	48,536	9,655	3,019	4.23	12.4	31.3
Selangor	287,374	104,531	13,975	5,050	3.51	9.7	36.1
Perak	471,422	182,021	24,831	11,216	4.76	12.3	45.2
Penang	165,082	61,183	10,733	4,218	5.11	13.8	39.3
Negri Sembilan	149,094	56,953	10,325	4,804	6.44	16.9	46.5
Pahang	163,012	73,910	9,742	5,420	6.65	14.7	55.6
Kedah	475,473	196,903	30,157	18,984	7.98	19.3	63.0
Perlis	71,214	31,083	5,291	3,617	10.16	23.3	68.4
Trengganu	256,147	110,833	26,949	20,442	15.96	36.9	75.9
Kelantan	459,123	202,738	54,175	36,579	15.93	36.1	67.5
Malaya	3,084,102	1,226,215	219,484	119,327	7.74	19.5	54.4

1) インドネシア人を含み、原住民を除く。

2) インドネシア人・原住民を含む。

婚姻・離婚数は表1より算出。人口は、1957年センサス Report No. 3～13 による。

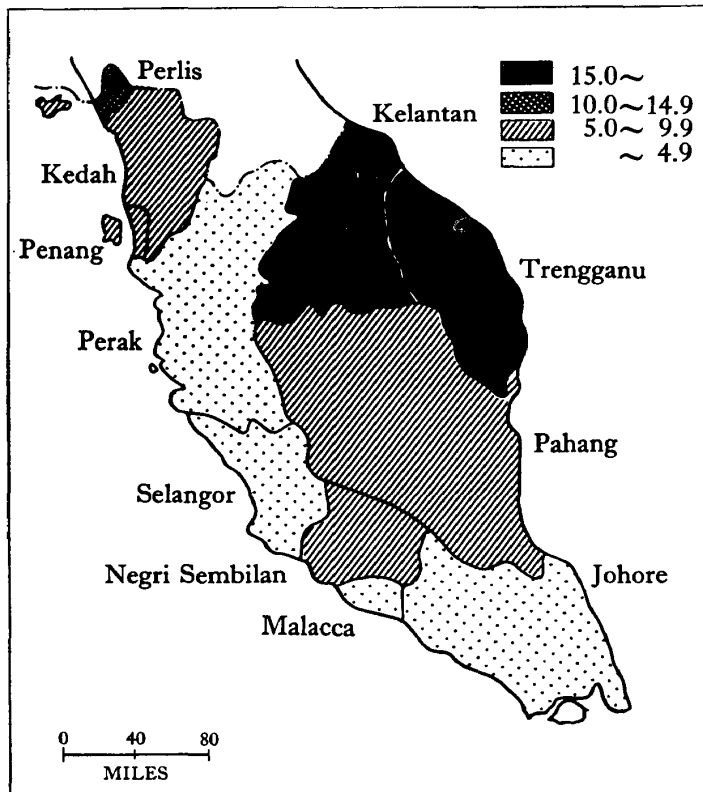


図1 マレー人1,000に対する離婚率

中国人の占める割合との相関はとくに著しい。

性を明らかにすることにしよう。

2 他民族との接触と離婚率

マレーシアは、マレー人、中国人、インド人を主体とした複数社会 (plural society) である。各民族の占める割合は州によって異なり (表3参照)、マレー人の他民族に対する接触という点で、各州は異なった環境をもつ。各州におけるマレー人以外の民族の割合と離婚率との相関を計算すると表4のようになる。いずれの民族が占める割合に対しても相関は負となり、他民族の存在が離婚率の低さと結びついていることが分る。中

表3 マラヤ各州の民族的構成（1957年）

	マレーシアン ¹⁾			中国人	インド人	英国人	その他	計
	マレー人	インドネシア人	原住民					
Johore	35.6%	12.2%	0.1%	42.4%	7.7%	0.6%	1.4%	100.0%
Malacca	47.3	1.7	0.1	41.5	8.1	0.2	1.1	100.0
Selangor	19.2	9.2	0.4	48.2	20.1	0.9	2.0	100.0
Perak	34.5	4.1	1.1	44.2	14.9	0.5	0.7	100.0
Penang	28.4	0.5	0.0	57.2	12.2	0.6	1.1	100.0
Negri Sembilan	39.0	1.9	0.6	41.2	15.1	0.6	1.6	100.0
Pahang	50.7	1.4	5.1	34.6	7.0	0.3	0.9	100.0
Kedah	67.0	0.7	0.0	20.5	9.7	0.1	2.0	100.0
Perlis	78.2	0.1	0.1	17.4	1.8	0.0	2.4	100.0
Trengganu	91.8	0.2	0.0	6.6	1.1	0.1	0.2	100.0
Kelantan	90.7	0.1	0.8	5.7	1.2	0.0	1.5	100.0

1) 1957年センサスの分類によるマレー人、インドネシア人、原住民を含むカテゴリー
 1957 Population Census of the Federation of Malaya, Report No. 14, Table 3 により算出。

表4 州別離婚率と他民族の占める割合との相関

民族名	相関値
中国人	$r = -.915^*$
インド人	$r = -.755^*$
英国人	$r = -.702^*$
インドネシア人	$r = -.599$

*は95%レベル以上で統計的に有意なことを示す。

表2および表3より算出。

なお離婚率の低さとの結びつきを示す。結局、直接影響を及ぼしている他民族は、中国人とインドネシア人であることが推察され、両民族を合わせた割合と州別離婚率との相関は、 $r = -.933$ まで上昇する。

中国人の存在がなにゆえ低い離婚率と結びつくかを説明することは容易ではなく、また推測の域を出ない。

マレー人や西洋人に比して、中国人の結婚は安定しているといわれ、例えばシンガポールの中国人については Freedman¹³⁾ が、北部マラヤの潮州系中国人農民については Newell¹⁴⁾ がこれを指摘している。マラヤにおけるマレー人(インドネシア人・原住民を含む)、中国人、インド

ここで、インド人、英国人、インドネシア人の割合と離婚率との相関が見せかけのものであり、中国人との並存を媒介として現われたのではないかという疑問が生ずる。上記3民族について、中国人の割合の影響を除去した偏相関係数を求めると、インド人の場合+.207、英国人の場合+.153となつて、相関は負から正へとかわり、離婚率への直接的影響がないことを示唆する。インドネシア人の場合には、偏相関は、-.449 となつて、

13) Freedman, M. : *Chinese Family and Marriage in Singapore*. London, 1957. p. 176.

14) Newell, W.H. : *Treacherous River*. Kuala Lumpur, 1962. p. 61.

表5 マレー人¹⁾、中国人、インド人の婚姻状態

(1957・15才以上の者について)

	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別	不 明	計
マレー人 男	219,366 (25.7)	595,910 (69.7)	16,925 (2.0)	20,972 (2.5)	562 (0.1)	853,735 (100.0)
女	92,057 (10.4)	624,107 (70.7)	112,505 (12.7)	54,528 (6.2)	229 (—)	883,426 (100.0)
中国人 男	269,947 (39.9)	373,123 (55.2)	28,590 (4.2)	3,300 (0.5)	1,076 (0.2)	676,039 (100.0)
女	160,544 (25.6)	372,888 (59.5)	90,639 (14.4)	2,688 (0.4)	556 (0.1)	627,312 (100.0)
インド人 男	75,706 (30.5)	156,452 (63.2)	12,831 (5.2)	2,554 (1.0)	284 (0.1)	247,827 (100.0)
女	16,322 (10.7)	115,611 (76.0)	18,801 (12.3)	1,565 (1.0)	74 (—)	152,373 (100.0)

1) インドネシア人・原住民を含む。

1957 *Population Census of the Federation of Malaya*, Report No. 14, pp. 73~75 による。

人の婚姻状態を、1957年センサスに従って観察すると、離別者の占める割合は、男女とも、マレー人において最も多く、次いで、インド人、中国人となっている。(表5参照)

中国人との直接的な接触を通して、婚姻に対する考え方を見習い、中国人側からの批判を受け入れてマレー人の離婚傾向が低下したと考えることも勿論可能である。しかし、マレー人と中国人は、生活の大部分の領域において分離されているので、直接的な模倣・批判が果してどの程度有効であるかは疑問である。マレー人の離婚に際して調停の役割をも果たすイスラム法廷の *kathi* や、他の指導的な役割を演ずる人々の間に、中国人との接触を通して知的に形成された価値観——これは西欧文化の影響を受けたものでもありうる——が、一般マレー人に影響を与えるという筋道なども考える必要がある。¹⁵⁾ いずれにせよ、離婚を阻止しようとする考え方は、マレー人の価値観に内在していたというよりも、他民族との接触を通して発達してきたものと考えべきであろう。

インドネシア人の影響の意味づけは、中国人の場合以上に困難である。後述するように、全体としてみた場合、インドネシア人の離婚傾向はマレー人と同様に高く、また、マラヤへ渡ったインドネシア人は、ジャワ・スマトラ・セレベス等、出地・文化的背景を異にし、決して一様には扱えないからである。ここで指摘できるのは、宗教・言語というマレー人と近似した要素をもつインドネシア人のマレー人社会への融合は、中国人よりもずっと容易であり、いずれの形にせよ、直接的影響が現われ易いということだけである。

15) Djamour は、シンガポールのイスラム法廷における調停機能の増大について言及しているが、シンガポールにおいてはマレー人が少数民族であることは周知の事実である。
cf. Djamour, J: *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*. London, 1966. p. 143.

3 都鄙・産業構成と離婚率

都市あるいは村落における居住が、マレー人の離婚傾向とどのような関係をもつかを検討する。1957年センサスによる各州のマレー人（インドネシア人および原住民を含む）の都鄙別居住状態は、表6の通りである。これらと州別離婚率との相関は、人口10,000以上の地域居住者の占める割合について $r = -.228$, 1,000~10,000 について $r = +.664^{16)}$, 1,000未満については $r = -.061$ となる。

人口規模の大きい地域、および小さい地域については、離婚との関係が殆ど認められない。中規模の地域について統計的に有意な正相関が認められるが、これは、マレー人が総人口の9割以上を占め、行政・経済活動にも活発なKelantan, Trengganu の2州の数値にひきずられて現われた値であるため、意味を過大に評価することは危険である。

経済活動を行なっているマレー人男子のうち第一次産業に従事するものの割合、および分類基準は異なるが、専門・行政職に従事するものの割合を州別にみると、表7の通りである。これらの割合と離婚率との相関係数を算出するとそれぞれ、 $+.712^*$ 、 $-.774^*$ となる。第一次産業従事者の多い州では離婚傾向が高く、専門・行政職従事者の多い州では低い。しかし

表6 マレー人¹⁾の都鄙別居住状態（1957）

	人口1万 以上の 地 域	人口1千 ~1万の 地 域	人口1千 未 満 の 地 域	全 地 域
Johore	13.6%	6.6%	79.8%	100.0%
Malacca	6.5	2.3	91.2	100.0
Selangor	21.4	8.8	69.8	100.0
Perak	9.3	8.1	82.6	100.0
Penang	24.9	5.5	69.6	100.0
N. Sembilan	5.8	8.2	86.0	100.0
Pahang	8.7	9.5	81.8	100.0
Kedah	6.3	4.9	88.8	100.0
Perlis	0.0	5.3	94.7	100.0
Trengganu	15.8	13.8	70.4	100.0
Kelantan	7.8	12.1	80.1	100.0

1) インドネシア人・原住民を含む。
1957 Population Census of Federation of Malaya, Report No. 14. p. 10, Table 2・8, 2・9 による。

表7 第1次産業従業者および専門・行政職従事者の占める割合（1957・マレー人男子¹⁾）

	第1次産業従事者の 占める割合	専門・行政職従事者の 占める割合
Johore	11.6%	3.5%
Malacca	16.4	4.0
Selangor	23.2	4.1
Perak	30.9	3.3
Penang	40.4	4.2
N. Sembilan	19.7	3.7
Pahang	53.4	3.4
Kedah	64.6	2.6
Perlis	81.3	2.3
Trengganu	58.3	2.4
Kelantan	61.8	2.7

1) インドネシア人・原住民を含む。
1957 Population Census of the Federation of Malaya, Report No. 3~No. 13. Table 15 により算出。

16) *は95%レベル以上で統計的に有意なことを示す。以下の記述においても同様である。

ながら、第一次産業従事率の高い州では、中国人およびインドネシア人が少なく、専門・行政職従事者の多い州ではその逆という事実¹⁷⁾に注目して、中国人・インドネシア人の占める割合の影響を除去した偏相関を求めると、第一次産業従事率に関しては、 -0.127 、専門・行政職従事率に関しては、 $+0.365$ という低いけれども、逆方向の偏相関値が現われる。

4 教育の普及と離婚率

教育は、理想とされる価値体系、あるいは新しい価値体系の浸透によって大きな役割を果たすので、その普及と離婚率との関係¹⁷⁾を調べることは興味深い。

表8 マレー人¹⁾・学校教育をうけたことがないものの割合 (1957)

	全 年 令		15~24才	
	男	女	男	女
Johore	45.7%	71.6%	13.8%	55.1%
Malacca	35.1	70.8	5.8	50.9
Selangor	40.4	66.2	10.0	46.7
Perak	38.0	62.2	10.6	37.7
Penang	30.1	58.1	4.5	28.8
N. Sembilan	35.9	65.6	5.6	40.3
Pahang	49.0	72.6	18.9	51.9
Kedah	51.8	80.4	26.3	70.7
Perlis	44.8	72.2	16.9	49.9
Trengganu	64.3	81.7	33.0	71.1
Kelantan	66.1	84.4	36.8	73.9

1) インドネシア人・原住民を含む。
1957 Population Census of the Federation of Malaya, Report No. 3~No. 13. Table 10 A により算出。

表9 学校教育をうけたことがないものの割合 (1957) と離婚率 (1953~57年平均) との相関

学 校 教 育	相 関 値
マレー人全年令・男子	$r=+.845^*$
“ 女子	$r=+.758^*$
マレー人15~24才・男子	$r=+.861^*$
“ 女子	$r=+.701^*$

*は95%レベル以上で統計的に有意なことを示す。
表2および表8から算出。

各州のマレー人(インドネシア人・原住民を含む)の中、学校教育を全く受けなかった者の占める割合は、1957年センサスによると表8の通りである。ここでは全年令と15~24才の年令階級¹⁷⁾に関する数値を男女別に示した。これらと州別離婚率との相関は表9のようになる。いずれの場合にも統計的に有意な正相関がみられ、男子における相関値は女子に比して高く、最も高い値は、15~24才男子における $r=+.861^*$ である。

教育の普及を示す他の指標は、識字率である。表10は、1957年センサスに従って、15才以上のマレー人(インドネシア人・原住民を含む)の、何らかの言語・マレー語・英語に関する識字率を州別に示す。これらの識字率と離婚率との相関は表11に示す如くとなり、いずれにおいても統計的に有意な負相関がみられ、識字率の高い地域では離婚率が低いことを物語る。最も高い相関を示すのは、男子の何らかの言語に関する識字率で、 $r=-.883^*$ である。

17) 後述するように、マレー人の離婚は、結婚後間もなく生ずるものが多いと考えられるので、結婚適令にあたるこの年令層に特に注目する必要がある。

表10 15才以上のマレー人¹⁾の識字率(1957)

	男 女 計			男 子			女 子		
	何らかの言語	マレー語	英 語	何らかの言語	マレー語	英 語	何らかの言語	マレー語	英 語
Johore	46%	45%	5%	66%	65%	9%	25%	24%	2%
Malacca	48	47	4	83	82	7	21	21	1
Selangor	55	54	9	75	74	14	33	33	3
Perak	57	57	5	77	76	8	38	37	2
Penang	61	60	7	85	84	12	38	38	3
N. Sembilan	57	56	6	85	84	11	32	30	2
Pahang	42	42	3	61	61	5	23	23	1
Kedah	34	33	2	55	55	3	13	13	1
Perlis	38	38	2	58	58	4	20	20	1
Trengganu	21	20	1	33	33	3	9	9	0
Kelantan	20	20	2	32	32	3	9	9	0

1) インドネシア人・原住民を含む。
 1957 Population Census of the Federation of Malaya, Report No. 3~No. 13. Table 11A
 による。

表11 州別離婚率(1953~57年平均)とマレー人識字率(1957)との相関

	何らかの言語	マレー語	英 語
男女計	-.878*	-.874*	-.740*
男	-.883*	-.882*	-.827*
女	-.775*	-.776*	-.765*

*は95%レベル以上で統計的に有意なことを示す。

表2および表10から算出。

推測できる。

5 早婚と離婚率

Rosemary Firth は、Kelantan におけるマレー人漁村の調査に基いて、父親が娘の純潔を守るために、娘のために選んだ青年と非常に若い年令で結婚させ、その結婚が失敗すると、娘は夫と別れて、今度は自分でも次の配偶者を探ことができると報告している¹⁸⁾。

Perlis 州においても、1964年、Kangar のアラビック・スクールでの公開討論会で、ザカート・フィトラ委員会の Hussain bin Abdul Rahman は、父母が孫の顔みたさに息子や娘を早く結婚させ、これが離婚の原因となっていると述べている¹⁹⁾。

18) Firth, Rosemary: *Housekeeping among Malay Peasants*, 2nd ed. London, 1966. pp. 40-45

19) *The Strait Times*, July 29, 1964. の記事による。

このような親の意志に基く早婚が離婚に影響を与えるならば、早婚傾向の高い地方ほど離婚率が高いことが予想される。婚姻適令は各地方の慣習に従って変化し、成熟度の認定はマラヤ全土にわたって一様であるとは言えないから、一定の年齢を基準として早婚を論ずることには多少の無理があるが、ここでは早婚の一つの指標として、1957年センサスに基いて、15~19才の者のうち、結婚経験者の占める割合を用いることにする²⁰⁾(表12参照)。これらの割合と州別離婚率との相関を調べると、男子の場合 $r = +.889^*$ 、女子の場合 $r = +.910^*$ となる。より高い相関を示す女子の場合について、中国人・インドネシア人の占める割合の影響を除去した離婚率との偏相関係数を算出すると $+ .537$ 、また、教育普及の代表的な指標としての男子の何らかの言語に関する識字率の影響を除去した偏相関は $+ .524$ となって、早婚地域と高い離婚率との結びつきを認めることができる²¹⁾。

6 高離婚率地域の特色

すでに述べて来た若干の指標に基く観察はもちろん十分ではないが、一応これらの総合を試みることにする。これまでに知り得た高離婚率地域の特色は

- a. 農業的色彩が強く、専門・行政職従事者が少ないこと。
- b. 中国人・インドネシア人・インド人・英国人などの他民族が少ないこと、換言すれば、純粋なマレー人的特色を保っていること。
- c. 教育が普及していないこと。
- d. 早婚の傾向があること。

などである。

このうち、離婚率の高さに直接関係すると考えられたのは、①中国人・インドネシア人の存在、②教育の普及、③早婚 である。いま、①に関しては中国人・インドネシア人の占める割合、②に関しては男子の何らかの言語に関する識字率、③に関しては15~19才女子中結婚経験

表12 15~19才のマレー人¹⁾ 中結婚経験者の占める割合 (1957)

	男	女
Johore	4.5%	45.4%
Malacca	3.7	35.0
Selangor	3.7	46.6
Perak	5.1	45.8
Penang	2.9	40.7
N. Sembilan	3.4	50.4
Pahang	8.0	54.4
Kedah	10.1	59.6
Perlis	14.7	55.5
Trengganu	13.4	68.2
Kelantan	15.3	75.5

1) インドネシア人・原住民を含む。
1957 Population Census of the Federation of Malaya, Report No. 3~No. 13. Table 8A より算出。

20) センサスの分類における、有配偶・死別・離別のカテゴリーに属する者を結婚経験者として扱った。この年齢階級の結婚経験者の割合を、全マラヤのマレー人(インドネシア人・原住民を含む)についてみると、男子7.9%、女子54.1%となる。男子については年齢の上限を少し上げ、女子については下げの方が適当であるが、センサスには、5才間隔の数値しか記載されていないので、やむを得ずこの年齢階級を使用する。

21) この場合、早婚それ自体は、自らの作用をもつと同時に、親による配偶者決定などの婚姻に関する諸慣習を背後にもつことに注意する必要がある。

者の占める割合を、離婚率との相関の高さゆえに、それぞれの代表的な指標とみなすことにする。各指標について、他の2者の影響を除去した離婚率との偏相関を求めると、中国人・インドネシア人の場合 -0.648 、教育の場合 -0.022 、婚姻年令の場合 $+0.415$ という値が得られる。

教育の離婚に対する関係は、方向こそ変らないが、非常に低く評価される。②と③との間に高い逆相関 ($r = -0.924^*$) が認められるから、教育が婚姻年令を高める作用をもち、離婚に対する教育の影響の大きな部分は、この方向を通して現われると考えることが妥当であろう。諸要因が、それぞれある程度の独立性をもちながらも、規定・被規定の複雑なメカニズムを通して、一つのかたまりとなって離婚の発生に作用していることに注意する必要がある。

以上の諸指標についてみれば、その値は年々変化しつつある。例えばマラヤにおける15～19才のマレー人女子中結婚経験者の割合は、1947年の59.1%から57年の54.1%へと減少している²²⁾し、15才以上のマレー人男子の何らかの言語に関する識字率は、1947年の49%から57年の61%へと上昇している²³⁾。中国人の割合に関しては、1947年の38.4%から57年の37.2%へとわずかな減少がみられるが、近代化の進展と共に、接触は質的に密になって来ると推測される²⁴⁾。

このような変化を前提として、マレー人の離婚は減少の傾向をたどることが期待される。次に、その年次的な変化について観察を進めることにしよう。

4 離婚傾向の年次の推移

1 婚姻数と離婚数との関係

マラヤ各州における婚姻と離婚を、既に示した表1に従って観察すると、同一年次の婚姻数と離婚数との間に、かなりの程度の対応があることに気がつく。この傾向は次項に示す指数のグラフからも明らかである。(図2参照)。対応の程度を示す一つの指標として、同一年次の婚姻数と離婚数との相関、および「前年の婚姻数」と離婚数との相関係数を算出すると表13のようになる。同一年次の婚姻数と離婚数に関しては、いずれの州においても正の相関が認められ、このうち、Johore, Malacca, Kedah, Kelantan については、相関は統計的に有意である。前年の婚姻数との相関においても、Pahang, Perlis を除けば正の相関がみられる。しかし、相関の程度は、Perak, Penang を除けば、同一年次の婚姻との相関よりも低い。

以上の観察は、結婚が行なわれてから1、2年以内、とくに1年以内に離婚が発生し易いことを示唆している²⁵⁾。

22) 1947, 57年共にインドネシア人、原住民を含む。1947および1957年センサス結果から算出。

23) インドネシア人・原住民を含む数値。1957年センサス, Report No. 14, Table 9A(1) から引用。

24) 1957年センサス, Report No. 14, Table 1-5 から引用。

25) この因果関係を更に精密に分析するためには、月単位あるいは数カ月単位の統計を基礎として、時系列の相関を調べることが望ましいが、現在のところかかる数値は入手できない。

表13 離婚数と同年次および前年次の婚姻数との相関

州	観察年次	同年次の婚姻数との相関	前年の婚姻数との相関
Johore	1948~57	+ .785*	+ .315
Malacca	45~57	+ .682*	+ .448
Selangor	48~57	+ .391	+ .216
Perak	45~57	+ .110	+ .207
Penang	45~57	+ .115	+ .242
N. Sembilan	45~57	+ .370	+ .309
Pahang	52~57	+ .246	- .899*
Kedah	48~57	+ .894*	+ .652
Perlis	48~58	+ .512	- .102
Trengganu	48~57	+ .217	+ .144
Kelantan	48~57	+ .742*	+ .083

*は95%レベル以上で統計的に有意なことを示す。
表1から算出。

表14 すう勢直線による婚姻と離婚の年平均増減率

州	婚姻	離婚
Johore	+2.0%	-1.6%
Malacca	-1.2	-7.1
Selangor	-0.4	-0.8
Perak	+0.2	-3.1
Penang	0.0	-5.2
N. Sembilan	-1.2	-6.0
Pahang	+0.1	-6.2
Kedah	-4.3	-5.0
Perlis	+3.8	+0.9
Trengganu	+0.3	+1.2
Kelantan	-2.7	-7.5

表1より算出。

婚の減少がみられ、Malacca, Selangor, Negri Sembilan, Kedah, Kelantan においては婚姻も減少の傾向を示すが、離婚の減少のはげしさはそれを上廻り、Perlis においては両者ともに増加の傾向を示すが、離婚の増加は婚姻よりもゆるやかである。

以上によって、マラヤにおける離婚が、減少傾向を示していることが明らかとなった。

次に、マラヤに近接し、民族的・宗教的にきわめて類似した条件をもつ、シンガポールおよびインドネシアに目を移して、離婚率の高さとその傾向について比較を行なうことにする。

5 シンガポールにおけるイスラム教徒の離婚

ジョホール水道を隔ててマレー半島に面するシンガポールは、基本的には中国人の町であ

このように、離婚の数は、先行する婚姻数によってかなりの影響をうけるが、筆者がここで目的とするのは、これらの微視的な変化とは関係なく、底流として存在する離婚の増加あるいは減少への傾向である。

2 婚姻数と離婚数の年次的な推移

各州の結婚数と離婚数の年次的な推移をおのおの最初の年を100とした指数でグラフに示すと、図2(1)~図2(11)のようにな

る。それぞれの変化に関して、最小自乗法によるすう勢直線をひくと、細線(婚姻)、および一点鎖線(離婚)で示すようになり、概して、婚姻に比して離婚はより強い減少傾向をみせる。

すう勢直線の勾配を平均値で割ることによって年平均増減率を算出すると、表14の通りになる。Trengganu においては、離婚数の増加率が婚姻数の増加率を上まわるが、他のすべての州において、結婚に対する離婚の相対的な減少が見出される。すなわち、Johore, Perak, Penang, Pahang では婚姻の増加あるいは横ばいにもかかわらず離

坪内：マレー人の離婚

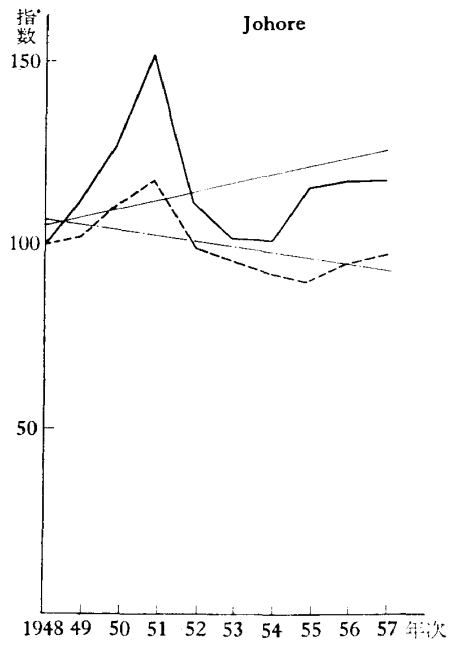


図 2 (1)

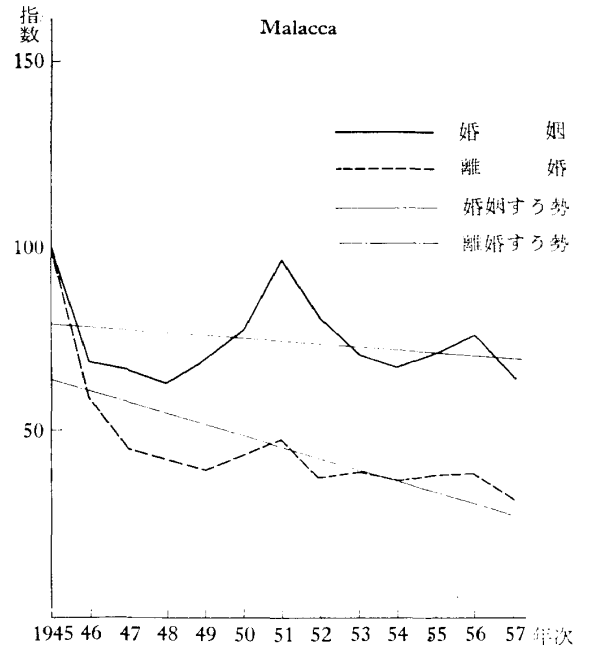


図 2 (2)

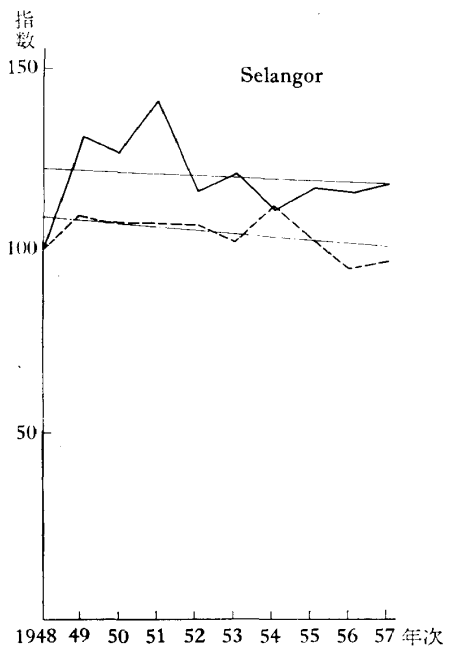


図 2 (3)

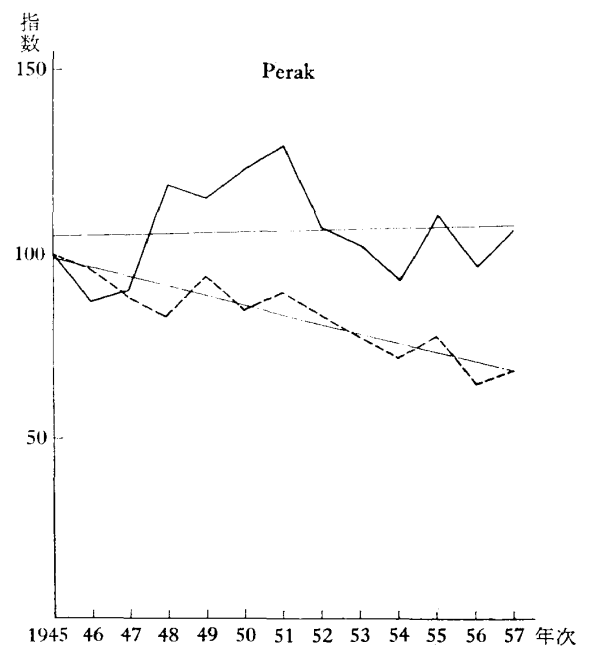


図 2 (4)

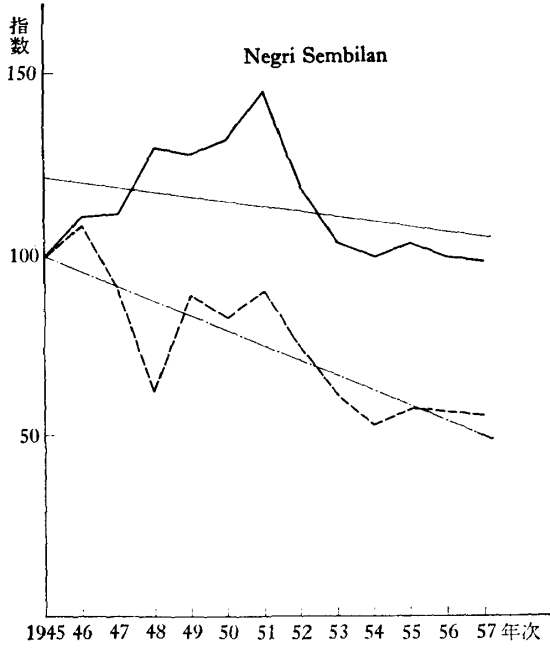


図 2 (5)

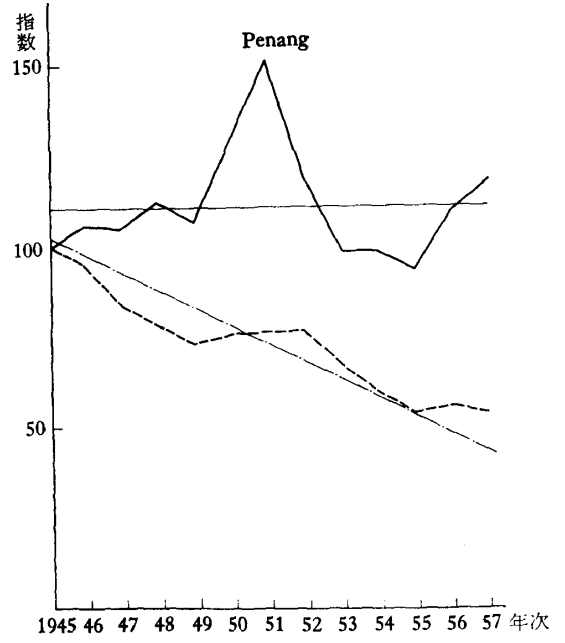


図 2 (6)

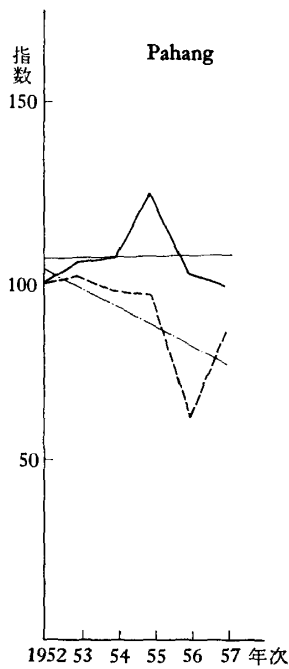


図 2 (7)

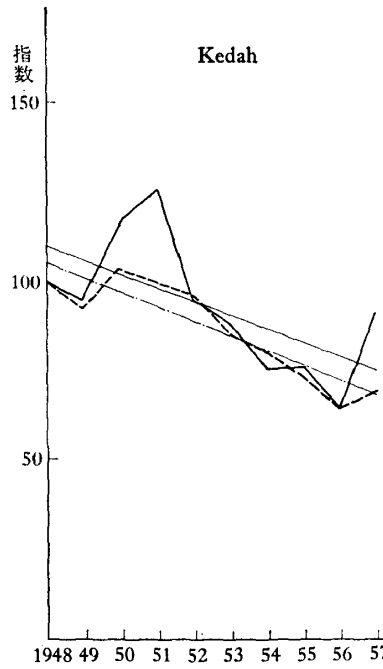


図 2 (8)

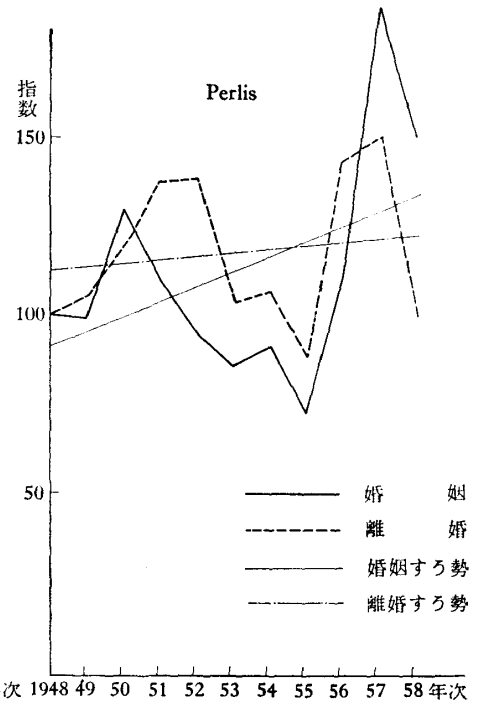


図 2 (9)

———— 婚 姻
 - - - - - 離 婚
 ———— 婚姻する勢
 - - - - - 離婚する勢

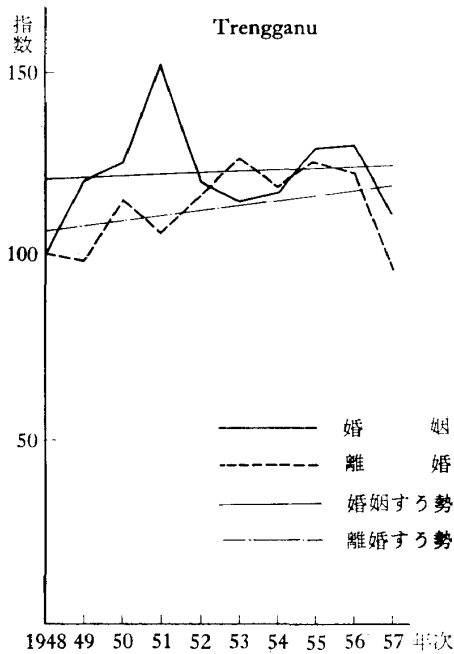


図 2 (10)

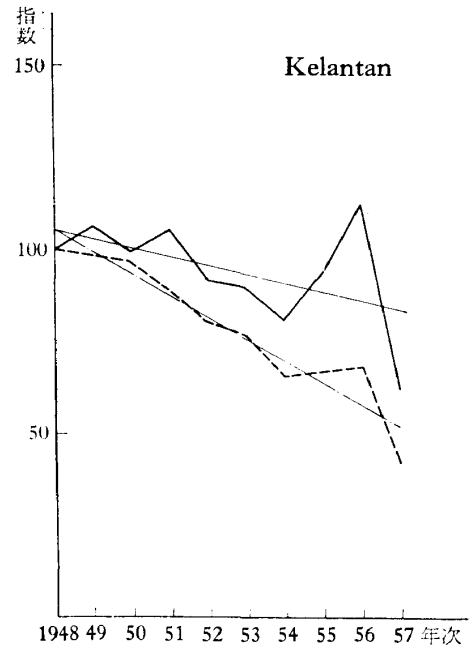


図 2 (11)

図 2 マラヤ各州におけるイスラム教徒の婚姻と離婚の変動

る。1963年推計人口約180万人の中、中国人が75%、マレー人が14%、インド人が8%を占めている。マレー人は殆ど例外なしにイスラム教徒であり、インド人は約20%がイスラム教徒であると推定されている。²⁶⁾

Djamour の示す数値²⁷⁾に従って、1961および62年におけるイスラム教徒の婚姻中、マレー人間のその占める割合を計算すると、それぞれ、80.5% (1,560件中1,256件)、81.7% (1,483件中1,211件) となり、シンガポールのイスラム教徒の婚姻・離婚は、大部分マレー人のそれであると推測される。

シンガポールのイスラム教徒の婚姻と離婚の統計は、次の著書に紹介されている。

1921～49年。Djamour, J.: *Malay Kinship and Marriage in Singapore*, 1959. p. 117.

1947～57年。Gordon, S.: *Marriage/Divorce in the Eleven States of Malaya and Singapore*, *INTISARI*, Vol. II, No. 2. p. 32.

1947～64年。Djamour, J.: *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*, 1966. p. 129, p. 183.

Djamour と Gordon の間には、わずかなくい違いがあるが²⁸⁾、Djamour に従って婚姻と離

26) Djamour, J.: *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*. London, 1966. p. 8.

27) Djamour, J.: *ibid.*

28) Djamour と Gordon の数値のくい違いを示すと、1949年婚姻+11, 52年婚姻+1, 53年婚姻-2, 57年離婚+9である。(+)は、Djamour の方が多いことを意味する。)

表15 Singapore における婚姻と離婚

年次	婚姻	離婚	年次	婚姻	離婚
1921	2,055	1,133	1943	3,582	1,705
22	2,073	1,239	44	2,907	2,165
23	2,113	1,205	45	2,982	2,046
24	3,089	1,285	46	3,095	1,734
25	2,616	1,311	47	2,784	1,588
26	2,633	1,335	48	2,605	1,545
27	2,554	1,466	49	2,516	1,401
28	2,556	1,421	50	2,506	1,501
29	2,469	1,428	51	2,699	1,526
30	2,307	1,366	52	2,658	1,474
31	2,177	1,264	53	2,445	1,417
32	2,084	1,277	54	2,457	1,357
33	2,006	1,260	55	2,472	1,247
34	2,163	1,132	56	2,414	1,074
35	2,070	1,159	57	2,303	1,201
36	2,039	1,182	58	2,332	1,149
37	2,320	1,208	59	2,116	577
38	2,065	1,241	60	1,814	574
39	2,014	1,145	61	1,560	401
40	2,213	1,249	62	1,483	449
41	2,440	1,267	63	1,690	430
42	2,949	1,139	64	1,698	324

Djamour, J. : *Malay Kinship and Marriage in Singapore*, 1959. p. 117 および *id.* : *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*, 1966. p. 129, p. 183 による。

離婚の方がわずかに強い減少傾向をみせるが、①1921～40年、②41～53年、③54～64年の3時期に分けてグラフを観察すると、特徴がより明らかになる。すなわち、①においては、婚姻・離婚ともにほぼ横ばいの状況が、②においては、両者の均衡が保たれた状態での大きな変動が、③においては、婚姻・離婚ともに減少するなかで、とくに後者のはげしい減少がみられる。

1959年以降にみられるとくに激しい離婚の減少の理由として、Djamour は次の5つを挙げている。³⁰⁾

- (1) イスラム法廷における調停への努力の増大。
- (2) 夫妻相互の同意のない離婚が認められにくくなったこと。
- (3) 寡婦や離別した女にとって、配偶者のある男を離婚させた上で、自分と結婚させること

29) イスラム教徒の人口が確定していないので、人口に対する率計算が困難となり、このために婚姻に対する比を用いた。

30) Djamour, J. : *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*. 1966. pp. 143-144.

婚の数を示すと表15の如くとなる。

マレー半島諸州の離婚傾向と比較するため、1953～57年における婚姻100に対する離婚の割合を算出すると²⁹⁾、52.1となる。マラヤ11州における第5位の Pahang より低く、第6位の Negri Sembilan よりも高い。中国人の割合が高いシンガポールでは、マラヤのどの州よりも低い離婚傾向が期待されそうであるが、それだけでは説明されない要因が存在するようである。しかし、1960年代には離婚の減少が著しく、表15における最終年次の1964年には、婚姻100に対して19.1にまで下る。

1921年を100として、変動を指数グラフに示すと図3のようになる。すう勢直線の下降率は、婚姻-0.03%、離婚-0.11%となり、

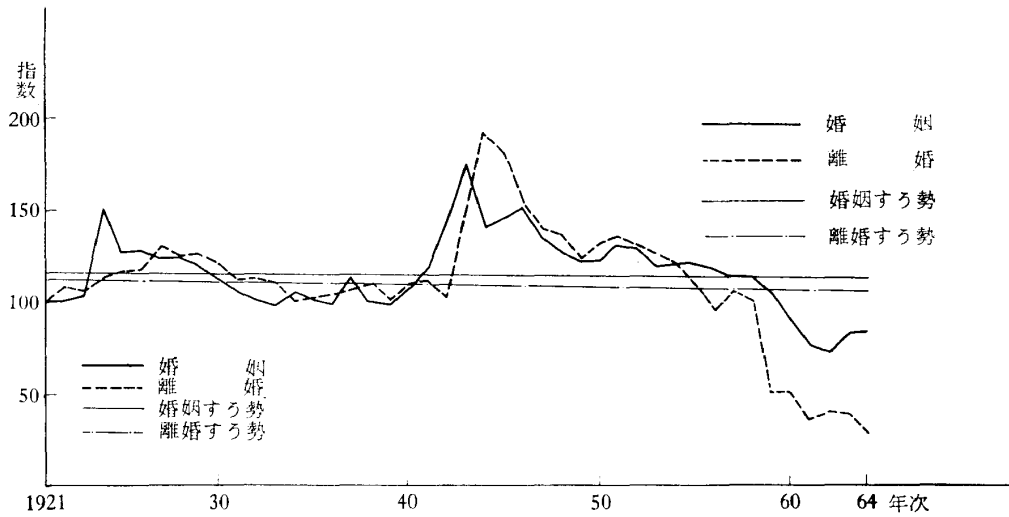


図3 Singaporeにおけるイスラム教徒の婚姻と離婚の変動

が困難になったので、主な努力を、拘束されていない男にむけるようになったこと。

(4) 以前は、シンガポールの kathi が、女性からの離婚の訴えを容易に認める傾向があったので、離婚証明を得るために、マラヤから女達がやって来たといわれること。

(5) 以前においては、夫が貧乏になったり、失業した場合、妻の離婚請求がおこり易かったが、現在では社会扶助の制度が発達してきたので、このようなケースが少なくなったこと。

このうち特に重要なのは(1), (2)であるが、これらは、1957年の Muslims Ordinance 第12条第3項における離婚に際する夫妻の同意の確認の規定、および、1960年におけるその強化の方向への同項の改正とを背景にしている。しかし、減少は、1957年に先行する55年頃から既に目立ちはじめていることにも注意する必要がある。

いずれにせよ、離婚の減少傾向が著しくなったのは余り古いことではない。このことは半島についても言いうるであろう。マラヤにおいて観察したのは、シンガポールと同じく減少期に入る頃の数値と思われる。それならば、最近マラヤにおいてもシンガポールと同様に激しい減少がみられるかというところでもない。例えば1964年の Kedah 州における婚姻と離婚の数は、それぞれ 5,105・2,589³¹⁾であり、婚姻100に対する離婚は50.7である。これは1953～57年平均における63.0に比べるとかなりの減少ではあるが、シンガポールほど甚だしくはない。

以上から、シンガポールが、マラヤの各州に先立って、激しく離婚の減少を示すに至ったことが明らかとなる。

31) 梅田輝世「マラヤの女性」『東南アジア研究』第3巻第5号、1966. p. 129.

6 インドネシアにおけるイスラム教徒の離婚

人種的にも言語的にもマレー半島のマレー人に近似し、宗教についても90%がイスラム教徒といわれるインドネシアに目をそぐことにしよう。ここで問題となるのは文化的な統一性である。インドネシアは3,000有余の島々からなり、それぞれの歴史的経験も異なり、生活様式や利害関心に著しい地域差がみられる。イスラム教についても、浸透の度合が地域によってかなり異なる。³²⁾

このような条件下にあるインドネシアのイスラム教徒を一つの全体像として扱うことには危険があることを認めつつも、インドネシアの統計を検討してみよう。インドネシアの宗教局によって発表されたイスラム教徒の婚姻と離婚の数は表16の如くである。1953年から57年に至る5カ年の婚姻100に対する離婚の比は、53.6となり、同時期のシンガポールよりやや高い値を示す。

1950年を100として変動をグラフに示すと図4のようになり、婚姻・離婚共に減少の傾向があるが、平均変動率はそれぞれ-1.3%、-1.6%で、離婚の減少傾向の方がやや強い。

以上において、マラヤ・シンガポール・インドネシアを通じて高い離婚率の存在(あるいは存在したこと)が認められ、また、原則としてそれらが減少の傾向を示していることが分った。これらの地域はいずれもイスラム圏に属し、高い離婚率は、本質的にイスラム教に結びついているのではないかという問

表16 インドネシアにおける婚姻と離婚 (単位 1,000件)

年次	婚姻	離婚
1950	1,276千件	629千件
51	1,443	815
52	1,310	783
53	1,417	723
54	1,383	735
55	1,313	760
56	1,086	584
57	1,148	598
58	1,242	672
59	1,320	697
60	1,254	654
61	1,155	604

Statistical Pocket Book of Indonesia, Djakarta, 1957~62. から引用。

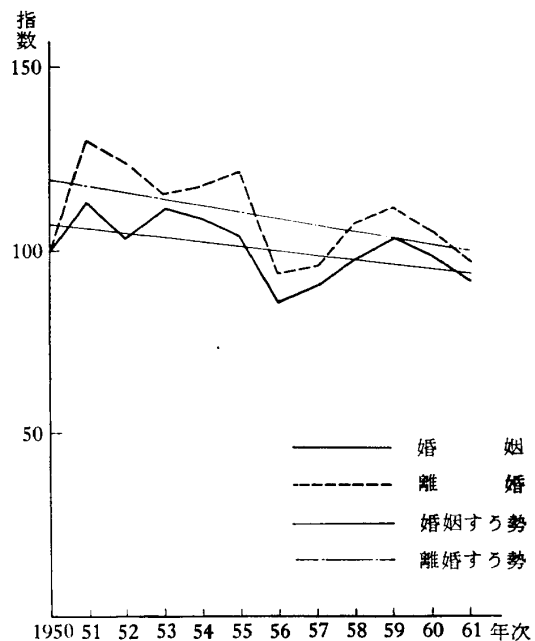


図4 Indonesiaにおけるイスラム教徒の婚姻と離婚の変動

32) Cf. Wertheim, W.F.: Indonesian Society in Transition. The Hague, 1959. pp. 1~38. etc.

題が生ずる。次に、十分とは言えないが、イスラム圏の離婚傾向を示してこれを検討してみよう。

7 アラビアのイスラム教圏における離婚

アラビアを中心とするイスラム教圏の離婚に関する統計は、不十分ではあるが、William J. Goode によって示されている。³³⁾ 1957年(あるいはこれに近接する年次)における数値を引用すると表17の如くとなる。Algeria に関してはイスラム教徒の離婚と註されている。他の国においては率算出の基礎がはっきりしないが、宗教のモザイクといわれる Lebanon を除けば、ほとんどイスラム教徒よりなる国と考えられる。完全な結論を与えるためには、イスラム教における宗派の違いなどを考慮して綿密な分析を行なう必要があるが、一般的に言えば、これらの国々の離婚傾向は、既にみて来たマラヤ・シンガポール・インドネシアよりも低い。

表17において最も高い率を示す Egypt と Algeria について、Goode は、それぞれ、1935~57年、³⁴⁾ 1897~1955年の統計を示している。Egypt における最高値は、1945年の32.3、Algeria においては1905年の41.0であり、なおマラヤ・インドネシアおよびかつてのシンガポールに及ばない。

表17 アラビアを中心とするイスラム教国における婚姻100に対する離婚の割合

国名	年次	婚姻100に対する離婚
Egypt	1957	24.8
Algeria	1955	16.2
Jordan	1957	10.4
Jraq	"	9.7
Syria	"	8.0
Lebanon	"	5.3

Goode, W.J. *World Revolution and Family Patterns*, 1963 pp. 159~160 による。

8 む す び

以上に示してきたように、マレー半島のマレー人においてはきわめて高い離婚傾向がみられ、この傾向はインドネシアをもおぼっているように思われる。それはアラビアのイスラム教圏の発生率よりも高く、イスラムの性格だけからは説明できない。

ここで、最初に述べた社会構造の特色がクローズ・アップされ、イスラム教は、自らも部分的な構造的要因を有しつつ(例えば財産の個人的所有など)、根底にあるこの社会構造に組み合わさって離婚の制度化を助け、高い率を発現させてきたものと考えられる。

このような社会構造の論議は、精密なコミュニティ・スタディに基いて行なわれる必要がある。われわれは Kedah 州における農村調査においてこれを扱ったが、更に深くは、各地域の従来の社会人類学的調査の比較検討、および、離婚傾向の特に高い Kelantan, Trengganu 州

33) Goode, W.J.: *World Revolution and Family Patterns*. London, 1963. pp. 159-160.

34) 1935, 40, 45, 50, 57の各年に関する数値。

35) 1897, 1900, 5, 10, 20, 30, 40, 48, 49, 50, 51, 55の各年に関する数値。

における綿密な調査を必要とする。さらに離婚傾向の低下についても、結婚および家族に関する価値観の変化という面から、各地域・各階層・各年齢層のマレー人の意識調査がなされることが望ましい。

参 考 文 献

- Ahmad Ibrahim. *Islamic Law in Malaya*, Singapore, 1965.
- Djamour, Judith. *Malay Kinship and Marriage in Singapore*, London, 1959.
- Djamour, Judith. *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*, London, 1966.
- Freedman, M. *Chinese Family and Marriage in Singapore*, London, 1957.
- Firth, Rosemary. *Housekeeping among Malay Peasants*, 2nd ed., London, 1966.
- Geertz, Hildred. *The Javanese Family*, New York, 1961.
- Goode, William. *World Revolution and Family Patterns*, London, 1963.
- Gordon, Shirle. Marriage/Divorce in the Eleven States of Malaya and Singapore. *INTISARI*, Vol. II, No. 2. Singapore, N.D.
- 口羽益生・坪内良博「マラヤ北西部の稲作農村——婚姻・離婚・家族の特質について——」『東南アジア研究』第4巻第1号, 1966.
- Newell, William. *Treacherous River*, Kuala Lumpur, 1962.
- Swift, M.G. A Note on the Durability of Malay Marriages. *Man*, Vol. 58, No. 208, Oct. 1958.
- Surift, M.G. *Malay Peasant Society in Jelebu*, New York, 1965.
- Swift, M.G. Men and Women in Malay Society. in B.E. Word, ed. *Women in the New Asia*, UNESCO, 1963.
- 梅田輝世「マラヤの女性」『東南アジア研究』第3巻第5号, 1966.
- Wertheim, W.F. *Indonesian Society in Transition*, 2nd ed., The Hague, 1959.
- Malaya, A Report on the 1947 Census of Population*, London.
- 1957 Population Census of the Federation of Malaya*, Report No. 3~No. 14, Kuala Lumpur.
- Statistical Pocket Book of Indonesia*, Djakarta. (1957, 58, 59, 60, 61, 62各年度版)。